

第8回戸田市自治基本条例推進委員会

次 第

日 時：令和3年7月26日（月）

午後7時00分～

場 所：市役所5階 大会議室A B

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

(1) 市長諮問内容について

(2) その他

4 事務連絡

5 閉 会

1 市長諮問内容について

(1) 答申の方向性について

※別紙1「戸田市自治基本条例について（諮問）」参照

1. より多くの市民に条例の理解を促進し、市民、議会、行政、3者の協働によるまちづくりをすすめていくための手法について意見を伺います。

(ア) まちの特性を生かしたアプローチ手法（ターゲットを定めた普及・啓発）

例：転入者、若者世代、こども、活動団体等

(イ) 新たな担い手の発掘手法（人材の固定化の是正、機会の創出）

例：無作為抽出による市民意識アンケート等

(ウ) 活動の見える化

例：市の計画や事業における協働の位置づけ、協働のまちづくりや協働による課題解決事例等の把握等

2. これまでに実施した取り組み等を踏まえ、条例推進のために推進委員会として主体的に何をおこなっていく必要があるかなど、その在り方について意見を伺います。

(ア) 推進委員会の在り方や立ち位置の明確化

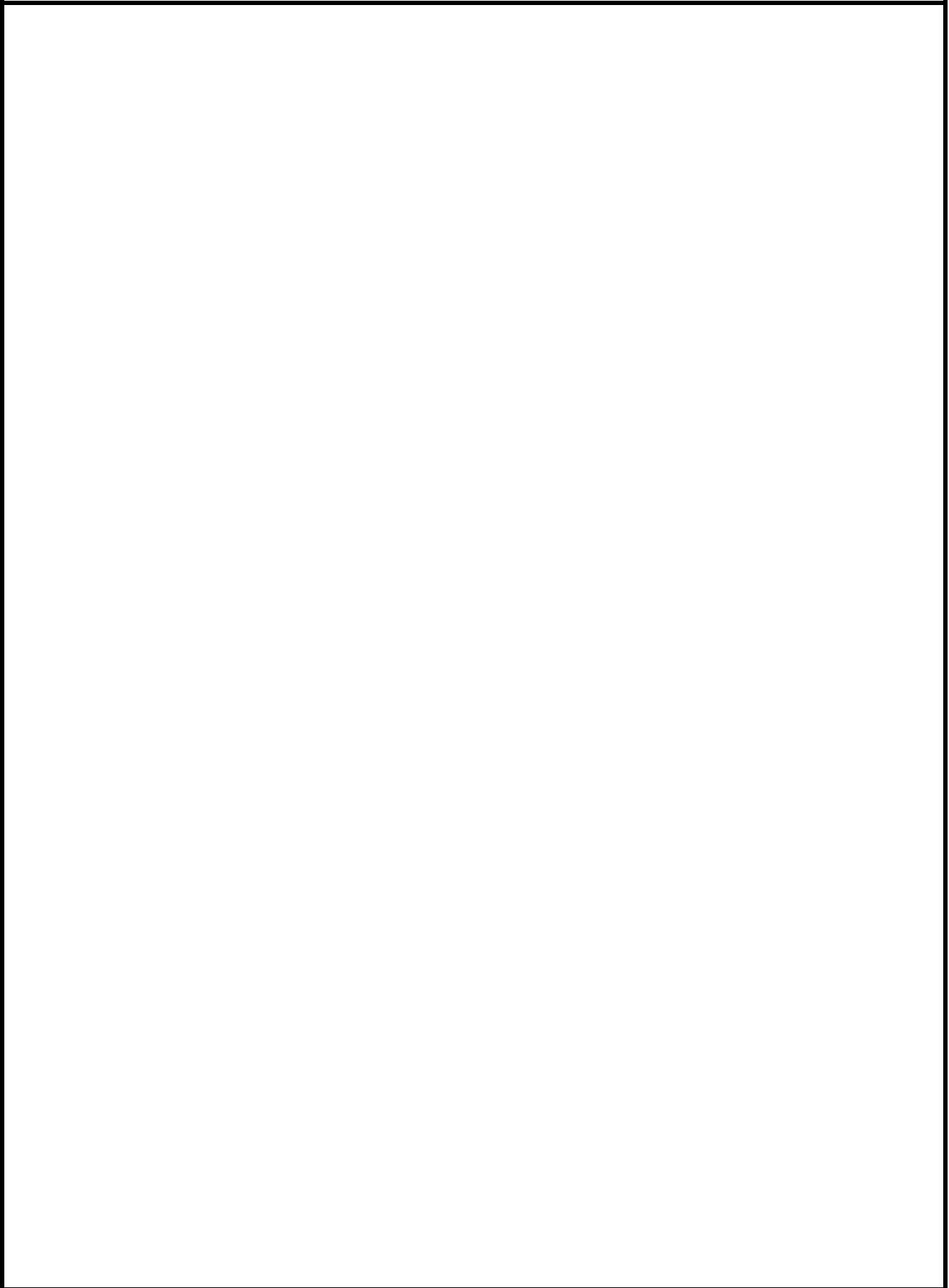
例：諮問機関としての役割の確立

別紙2「戸田市自治基本条例について（中間答申）」参照

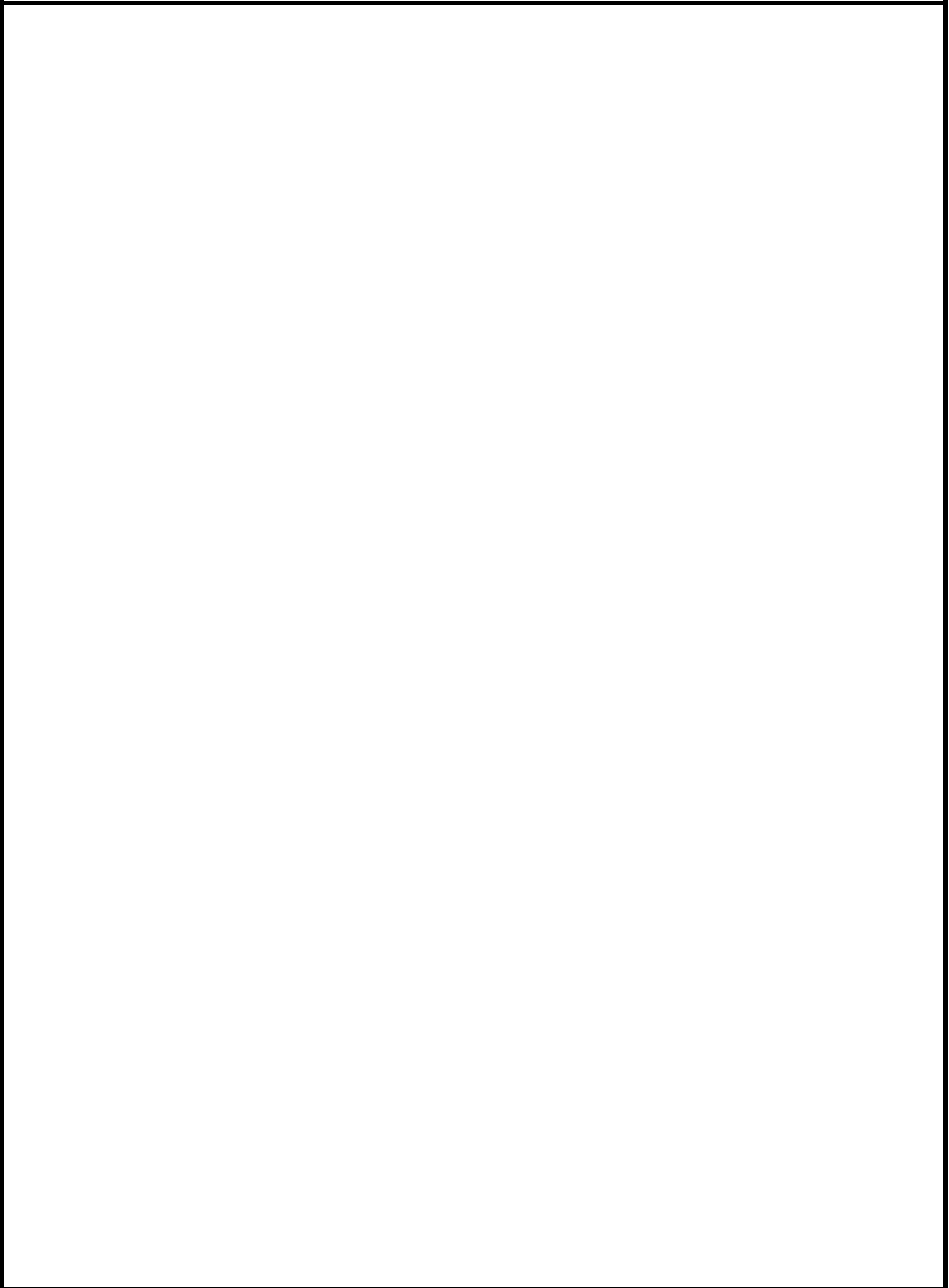
2 その他

事務連絡 次回 第9回推進委員会 開催予定日時
令和3年8月下旬～9月上旬 午後7時～

メ 七



メ 七



グループ割振り

諮問内容1			
No	区分	氏名	備考
1	第1号(市民)	雨木 恵美 <small>あまき えみ</small>	副委員長
2	第1号(市民)	飯田 峻平 <small>いいた しゅんぺい</small>	
3	第1号(市民)	林 公子 <small>はやし きみこ</small>	
4	第1号(市民)	阿部 昌巳 <small>あべ まさみ</small>	
5	第1号(市民)	細井 明美 <small>ほそい あけみ</small>	
6	第1号(市民)	溝上 西二 <small>みぞがみ せいじ</small>	
7	第2号(議会)	酒井 郁郎 <small>さかい いくろう</small>	
8	第3号(市職員)	北川 絢子 <small>きたがわ あやこ</small>	

諮問内容2			
No	区分	氏名	備考
1	第1号(市民)	横山 誠 <small>よこやま まこと</small>	委員長
2	第1号(市民)	播義也 <small>はり よしや</small>	
3	第1号(市民)	岩本 恭幸 <small>いわもと やすゆき</small>	
4	第1号(市民)	小野塚 加代 <small>おのづか かよ</small>	
5	第1号(市民)	柴田 忠雄 <small>しばた ただお</small>	
6	第1号(市民)	山田 博満 <small>やまだ ひろみつ</small>	
7	第2号(議会)	そごう 拓也 <small>たくや</small>	
8	第3号(市職員)	大沢 崇介 <small>おおさわ しゅうすけ</small>	
9	第5号(その他)	大山 宣治 <small>おおやま のぶはる</small>	

オブザーバー			
No	区分	氏名	備考
1	第4号(学識)	松下 啓一 <small>まつした けいち</small>	

【別紙1】

戸協第1016号
令和元年12月19日

戸田市自治基本条例推進委員会
委員長 様

戸田市長 菅原 文仁



戸田市自治基本条例について（諮問）

本市では、平成26年7月にまちづくりを行うための基本的な考え方やルールとして戸田市自治基本条例（以下「条例」という。）を定め、その基本理念をより多くの市民に根付かせるために様々な取り組みを進めてまいりました。

しかしながら、条例制定から5年経過した現在も条例の認知度は低く、まちづくりに関わる市民の固定化や新たな担い手不足が課題となっており、多角的な視点をもとにした手法の検討が求められております。

また、戸田市自治基本条例推進委員会（以下「推進委員会」という。）においては、条例の見直しに関連して、推進委員会の在り方についても検討が必要である、という内容の答申をいただいております。

そこで、条例（平成26年条例第13号）第20条第1項に基づき、下記のとおり諮問します。

記

- 1 より多くの市民に条例の理解を促進し、市民、議会、行政、3者の協働によるまちづくりを進めていくための手法について意見を伺います。

答申希望時期 : 令和3年11月

- 2 これまでに実施した取り組み等を踏まえ、条例推進のために推進委員会として主体的に何を行っていく必要があるかなど、その在り方について意見を伺います。

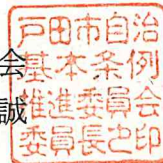
答申希望時期 : 令和3年11月
※令和2年11月に中間答申願います。

【別紙2】

令和2年11月18日

戸田市長 菅原 文仁 様

戸田市自治基本条例推進委員会
委員長 横山 誠



戸田市自治基本条例について（中間答申）

令和元年12月19日付、戸協第1016号において、当委員会に自治基本条例について諮問があったため、令和2年11月に中間答申を求められている事項に関して当委員会で審議を重ねた結果、下記のとおり中間答申します。

記

推進委員会（以下「委員会」という。）は、戸田市自治基本条例推進委員会条例第2条の所掌事務に基づき自治基本条例の運用や啓発等の審議を行ってきた。

定期的に委員会を開催するとともに、「自治基本条例フォーラム」や「先進自治体視察」、「市民意識調査」など様々な活動を実施し、特に無作為抽出による市民への自治基本条例フォーラム案内状の送付という手法は、その有効性が証明されるなど成果を得た。

これらの活動を行い検討した結果、戸田市では転出入が多いまちであること、すでに条例の目指している協働によるまちづくりが以前から行われているが自身が認識していないことなどの状況を踏まえ、これまで広く実施してきた条例の普及啓発活動に加えて、ターゲットの特定やまちの特徴などに合わせた具体的な対策の実施が必要であるとの委員会としての方向性を出した。

今後はこれら進むべき方向に沿って、どこがどのように現実的に策を講じていくのかという具体的な検討に入っていくところである。

そのなかで当委員会の在り方として、主体となって様々な策を実施していくのか、あくまで諮問機関として存在し、具体的な取り組みは専門部会のような実施機関を必要に応じて組織し、行っていくのかなど効果的な方法について引き続き検討する必要があると考える。